

(仮称) 岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例の制定についてのご意見と岩国市の考え方について

平成21年(2009年)8月7日(金)から8月31日(月)までの間、実施しました「(仮称)岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例」の制定についてのパブリックコメントの募集は、多くの方から貴重なご意見をいただくことができました。

以下にお寄せいただきましたご意見等と岩国市の考え方について公表いたします。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、内容を要約・整理したうえで、できるだけわかりやすくまとめて掲載しております。

1 受付した意見数 26通(団体を含む)

(内 訳)

岩国市内から 12通

岩国市以外から 14通(内4通は文面が全く同じもの。)

2 意見の内容の内訳

条例の制定と迷惑行為、市民のマナーについての意見	3件
空き缶等のポイ捨ての禁止に関するご意見	6件
動物のふんの放置の禁止に関するご意見	1件
犬の無駄吠えに関するご意見	1件
歩行中の喫煙等の禁止に関するご意見	2件
路上喫煙に係る禁止区域の指定・過料についてのご意見	6件
のら猫等へのえさやりに関するご意見	11件
動物愛護に関するご意見	13件
氏名等の公表に関するご意見	4件
条例の内容の周知・啓発についての意見	1件
計	48件

3 意見の要旨と岩国市の考え方

意見の要旨	意見に対する岩国市の考え方
<p>条例を作り、罰則を設ける前に、市民へマナーを呼びかけることの方が先なのではないでしょうか？</p>	<p>モラルやマナーに期待するだけでは、問題の解決にはならないので、この条例(案)を市のルールとして定着させていきたいと考えております。</p>
<p>迷惑行為による生活環境の悪化は、全国的な問題です。是非条例を制定し、他の地域のお手本になっていただきたい。</p>	
<p>条例(案)の目的を単純にし、明確にすれば条文との整合性が理解しやすくなるのでは。</p> <p>また、この条例(案)で迷惑行為として選定した客観的資料を示してほしい。</p>	<p>条例(案)の目的やその他の条文については、できるだけ解り易い文言にしたいと考えております。</p> <p>客観的資料はここでは示せませんが、迷惑行為として選定したものは、市への苦情や意見の多いものです。</p>
<p>タバコのポイ捨ては罰金を取るべきだ。</p>	<p>空き缶等のポイ捨てについては、過料の対象となっており、当然たばこの吸い殻のポイ捨てもこれに該当します。</p>
<p>警察もポイ捨ての取締り・指導・呼びかけ等協力すべきである。</p>	<p>市では毎年警察の協力を得て、不法投棄パトロールを実施しております。</p> <p>今後も警察との連携を図っていきたいと考えております。</p>
<p>中高生が飲食しながらポイ捨てをする。ポイ捨てを目撃した場合に注意することもあるが、市から「監視員」と認定してもらえれば注意しやすい。</p>	<p>市の職員である「監視員」を置き、条例の普及啓発、ゴミの散乱状況の調査、街頭指導、取締り等を行うことを考えております。</p>
<p>スーパーやコンビニ等に協力してもらい、ポイ捨て防止のチラシを配ってもらうようにしたらいいのでは。</p>	<p>市民、事業者（スーパー、コンビニ等）へは、市の施策への協力をお願いすることになります。</p>
<p>自動販売機や、コンビニ等事業者にはゴミ箱や灰皿の設置を義務付けるべきである。</p>	<p>また、ポイ捨て防止に関する市民の自主的な活動に対しては、市もその活動を支援していきたいと考えております。</p>
<p>学校や子ども会で、年に数回ゴミ拾いを実施する。体験すれば、ゴミ散乱の不快感を味わい、環境美化の意識が高まる。</p>	

<p>動物のふんの放置の禁止は賛成です。</p>	<p>モラルやマナーに期待するだけでは、問題の解決にはならないので、この条例(案)を市のルールとして定着させていきたいと考えております。</p>
<p>犬が吠えるのは当然ですが、夜間や長時間の無駄吠えは、大きな迷惑行為で、飼い主の問題だと思います。</p> <p>犬の無駄吠えを迷惑行為として条例に加え、対策をとっていただきたい。</p>	<p>犬の無駄吠えについては、近隣騒音や犬の躰の仕方に関わるものではありますが、市では今までも苦情対応を実施しており、今後も、啓発・指導等を実施してまいります。</p>
<p>歩行中の喫煙禁止は賛成です。</p> <p>たばこのポイ捨て、歩行喫煙を抑制しようという目的での、今回の条例(案)は納得できません。</p> <p>たばこのポイ捨てはモラルの問題です。</p>	<p>モラルやマナーに期待するだけでは、問題の解決にはならないので、この条例(案)を市のルールとして定着させていきたいと考えております。</p>
<p>路上喫煙禁止区域の指定には反対です。</p>	<p>「路上喫煙禁止区域」の指定については、岩国市の中心部を指定することにより、市民等に対して高い啓発効果が期待され、その効果が市内全域に波及することが期待できると考えております。</p> <p>具体的な区域につきましては、その地区に関係する団体等と十分協議し、指定することにしておりますが、市民の要望や、指定した区域での実施状況を見ながら区域の変更等も検討していきたいと考えております。</p>
<p>路上喫煙禁止区域の指定より歩行して目立つのは、缶、ペットボトル等です。こちらの禁止を優先してほしい。</p>	
<p>もし、区域を指定するのであれば、飲み屋街も含めてほしい。</p>	
<p>錦帯橋周辺についても、路上喫煙禁止区域の指定が必要なのではないかと。</p>	
<p>路上喫煙禁止区域の検討については、それぞれの地域の特性を考慮してほしい。</p>	
<p>喫煙マナーを守っている多くの方のために、路上喫煙禁止区域内に、たばこを吸う人と吸わない人双方が納得のいくよう喫煙スペースを確保していただきたい。</p>	<p>この条例(案)では、吸殻のポイ捨てに繋がる歩きたばこや吸殻入れのない場所での喫煙などマナーの悪い喫煙を禁止しているのであって、全ての喫煙を禁止しているわけではありません。</p>
<p>灰皿を置くとか、公共の場所での、喫煙スペースを設けるとかの、努力をしてほしいです。</p>	<p>「路上喫煙禁止区域」内に「指定喫煙場所」を設置することについては、その地区に関係する団体等と十分協議し、設置したいと考えております。</p>

<p>過料処分による路上喫煙禁止の徹底を図るには、罰則適用の公平性のために、継続的なパトロールが必要となり、莫大な経費が必要となります。</p> <p>また、喫煙マナーは、基本的には、個人個人の意識の問題であり、継続的な啓発活動等に経費を投入する方が、より条例の効果を高めることに繋がるのではないのでしょうか。</p>	<p>過料の徴収は、違反者に対し反省を促し、ルールの定着を図るためのものであり、過料処分は、十分な条例の普及啓発を行った後に実施したいと考えております。</p> <p>また、「巡視員」は、取締り等を行うだけでなく、条例の普及啓発活動も実施します。</p>
<p>のら猫等へのえさやりについては、避妊をさせるという条件で賛成です。</p> <p>のら猫は死ねということなのか。</p> <p>「えさやり禁止」は、のら猫問題の解決には効果がないどころか、悪化させる方法と言えます。</p> <p>えさやり禁止より飼い猫（仔犬・仔猫）の遺棄を厳しく禁止してください。</p> <p>えさやりの目的とえさのやり方を問題にすべきです。</p> <p>えさやりを禁止することは、飼い主のいない猫の繁殖を止めるための去勢・避妊活動を禁止することに繋がります。</p> <p>行政で飼い主のいない猫の去勢・避妊と管理をしないのであれば、飼い主のいない猫へのえさやりの禁止を削除してください。</p>	<p>条例(案)は、単にのら猫等へのえさやりを禁止しているのではなく、公共の場所等で、むやみにえさを与えることにより、周辺的生活環境の悪化を防止し、環境美化を推進するためものです。</p>
<p>のら猫等へえさやりの禁止については、現状では、のら猫と飼い猫の区別ができない状況である。</p> <p>えさやりの禁止とともに、飼い主に対し、室内飼い、飼い主がわかるように首輪を付けること、不妊手術を行うこと等を市が広報等で十分指導すべきだ。</p> <p>猫の害は飼い主のモラルやマナーが向上しなければ減らない。</p>	<p>飼い猫についても、ふん等により周辺的生活環境の悪化にならないよう、飼い主に対して、普及啓発を図りたいと考えております。</p>

<p>条例(案)骨子の「飼い主」や「動物」の定義が曖昧で、この条例(案)の根拠法令の「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)」を逸脱している部分がありますので、その部分の削除を求めます。</p>	<p>この条例(案)は、「動物愛護法」とは別の目的(良好な生活環境を確保するための条例)で制定するものです。</p> <p>なお、ご指摘の「飼い主」や「動物」の定義については、曖昧にならないよう修正したいと考えております。</p>
<p>「飼い主」の中に去勢・避妊などを行っているボランティアを含まないことをはっきりと明記してください。</p>	
<p>「動物愛護法」では、のら猫等に対し「恣意的なえさやり」を認めたくえで結果への対応を求めており、えさを与える行為を禁じるものではありません。</p> <p>条例(案)が「周辺的生活環境に係る被害を生じさせてはならない。」という条件付きでののら猫等へのえさやりの禁止であるとしても、すべてのえさやりが近隣からの制裁の対象になり、近隣同士の対立を生じさせるため、罰則に匹敵します。</p>	<p>この条例(案)は、「動物愛護法」とは別の目的(良好な生活環境を確保するための条例)で制定するもので、単にのら猫等へのえさやりを禁止しているのではなく、公共の場所等で、むやみにえさを与えることにより、周辺的生活環境の悪化を防止し、環境美化を推進するためものです。</p> <p>また、えさやりについては、過料等の罰則規定はありません。</p>
<p>岩国市においては、動物の愛護と管理の両立を目指すガイドラインの作成等の施策措置を速やかに推進すべきです。</p>	
<p>猫は、動物愛護法で愛護動物と規定されえさやり禁止条項は定められていないにも関わらずこの条例では禁止している。</p> <p>このような恥ずかしい条例はやめてください。</p>	

<p>この条例(案)は、「ゴミ・缶・たばこ」などの物に関わる人の行為を原因とする「迷惑行為」と「命ある動物」に関わる人の行為と動物の習性、本能、生理、生態などの両方を原因とする「迷惑行為」が同じ判断基準から禁止されていますが、ひとつの条例に「人と物」の関係と「人と動物」の関係を定めるのは、公平、平等、公正で、合理的な整合性が図れません。</p> <p>従って、この条例(案)の「ふんの放置の禁止等」の項目の削除と愛護動物に係る事項の削除を求めます。</p>	<p>この条例(案)は、「動物愛護法」とは別の目的で、人の行為に起因する生活環境の悪化を防止し、環境美化を推進するために制定するものです。</p>
<p>氏名等を公表された者が、中傷や暴力にさらされ、精神的・肉体的苦痛を被る可能性がある為、これの削除を求めます。</p>	<p>この条例(案)は、モラルやマナーに期待するだけでは、問題の解決にはならないので、実効性のある市のルールとして制定するものです。</p> <p>氏名等の公表については、この条例(案)にある全ての迷惑行為等に適用されるものではありませんが、良好な生活環境を悪化させた者に、元の状態に回復するよう命令し、その命令に従わなかった者に対し行われるもので、公表を行おうとする場合は、相当な期間をおいて、弁明の機会も与えられます。</p>
<p>条例の周知や啓発については、市の広報だけで行うのでは足りないと思います。</p> <p>いろいろな手段で実施してほしい。</p>	<p>条例周知用のポスターやリーフレットの作成等、いろいろな手段で普及・啓発を図っていきたいと考えております。</p>